

申請日 令和6年4月12日

特定非営利活動法人みふねデコボコ会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みふねデコボコ会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県上益城郡御船町大字高木4494番地46に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児者が地域の中でいきいきと生きていけるよう援助する。また、何らかの課題を有する子ども達が健やかに成長できるよう、保健又は、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 文庫活動事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して活動するために入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 作業所利用会員 小規模作業所を利用する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが、前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員、賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事又は、この法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に、事故があるとき又は、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときには、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 栗原 秀子
副理事長 寺本 京子
理事 高添 孝眞
理事 入江 絹子
理事 渡邊千恵子
監事 古閑 住一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から18年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 3,000円
賛助会員 0円
作業所利用会員及び学童保育利用会員 0円

(2) 会費 正会員 2,000円
賛助会員 (一口)
法人 2,000円
個人 1,000円
学生 1,000円
作業所利用会員 10,000円 (月額)
学童保育利用会員 3,000円 (月額)

(法第10条第1項関係様式例)

令和5年度事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(特定非営利活動法人みふねデコボコ会)

1 事業実施の方針

法人で運営する「児童発達支援センターわいわいなかま」「上益城地域療育センター」の事業を継続。「児童発達支援センターわいわいなかま」は定員を20名にして実施して3年目となり安定した運営ができています。「多機能型支援センターでこぼこ」は、就労移行支援B型と生活介護の多機能型事業所として事業を実施しており利用される方が増えています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
児童福祉法 に基づく障 害児通所支 援事業	「児童発達支援センター わいわいなかま」(公費負 担・一部実費負担)とし て、就学前から就学後の 障害児療育を実施する	平日 (年末年 始、休日 を除く)	御船町 高木	12人	御船町、益城 町、嘉島町、 山都町、甲佐 町、熊本市、 西原村 128人	48660
	「上益城地域療育センタ ー」として、上益城圏域 の保育園等への支援、個 別相談、健診等への参加 などを実施する。	平日 (年末年 始、休日 を除く)	上益城 5町	4人	上益城5町 250人	7000
障害者総合 支援法に基 づく障害福 祉サービス 事業	「多機能型支援センター でこぼこ」として、障が い者の仕事と居場所、余 暇の提供健康管理を実施 する。	平日 (年末年 始、土曜 日、休日 を除く)	御船町 御船	4人	御船町、益城 町、嘉島町、 山都町 ○人	29,560
文庫活動事 業	絵本、児童書の貸し出し、 お話会の実施	平日	御船町 高木	1人	不特定多数	0

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(特定非営利活動法人みふねデコボコ会)

1 事業実施の方針

法人で運営する「児童発達支援センターわいわいなかま」「上益城地域療育センター」の事業を継続。「児童発達支援センターわいわいなかま」は定員を20名にして実施して3年目となり安定した運営ができている。「多機能型支援センターでこぼこ」は、就労移行支援B型と生活介護の多機能型事業所として事業を実施しており利用される方が増えている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
児童福祉法 に基づく障 害児通所支 援事業	「児童発達支援センター わいわいなかま」(公費負 担・一部実費負担)として、 就学前から就学後の 障害児療育を実施する	平日 (年末年 始、休日 を除く)	御船町 高木	12人	御船町、益城 町、嘉島町、 山都町、甲佐 町、熊本市、 西原村 128人	42,090
	「上益城地域療育センタ ー」として、上益城圏域 の保育園等への支援、個 別相談、健診等への参加 などを実施する。	平日 (年末年 始、休日 を除く)	上益城 5町	4人	上益城5町 250人	7,000
障害者総合 支援法に基 づく障害福 祉サービス 事業	「多機能型支援センター でこぼこ」として、障が い者の仕事と居場所、余 暇の提供健康管理を実施 する。	平日 (年末年 始、土曜 日、休日 を除く)	御船町 御船	4人	御船町、益城 町、嘉島町、 山都町 ○人	36,130
文庫活動事 業	絵本、児童書の貸し出し、 お話会の実施	平日	御船町 高木	1人	不特定多数	0

令和5年度 活動予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人みふねデコボコ会

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	44,000		
賛助会員受取会費	20,000	64,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	120,000	120,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	1,611,308		
療育センター事業委託費	7,100,000	8,711,308	
4 事業収益			
児童発達支援事業収益	51,000,000		
地域活動支援事業収益	22,000,000		
自主事業収益	4,000,000	77,000,000	
5 その他収益			
受取利息		0	
雑収入			
経常収益計			85,895,308
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	50,000,000		
賞与手当	8,000,000		
臨時雇賃金			
法定福利費	6,500,000		
福利厚生費	120,000		
通勤費			
作業工賃			
人件費計		64,620,000	
(2) その他経費			
原材料仕入費	1,000,000		
業務委託費	200,000		
諸謝金	120,000		
印刷製本費	800,000		
旅費交通費	600,000		
車両費	2,000,000		
通信運搬費	500,000		
消耗品費	1,500,000		
修繕費	5,000,000		
水道光熱費	1,800,000		
賃借料	250,000		
減価償却費	750,000		
保険料	1,800,000		
諸会費	100,000		
租税公課	800,000		
研修費	100,000		
支払手数料	200,000		
交際費	150,000		
教養娯楽費	100,000		
給食材料費	1,300,000		
備品費	1,500,000		
雑費	30,893		
その他経費計		20,600,893	
事業費計			85,220,893
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
交際費	59,790		
通信費			
租税公課費	71,000		
消耗品費			
修繕費			
水道光熱費			
保険料	13,440		
印刷製本費			
雑費			
その他経費計		144,230	
管理費計			144,230
経常費用計			85,365,123
当期経常増減額			530,185
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1 支払利息		412,382	
経常外費用計		0	412,382
当期正味財産増減額			117,803
前期繰越正味財産額			75,510,521
次期繰越正味財産額			75,628,324

計算書類の注記(令和5年度)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

科目	児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	障がい者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業	文庫活動事業	合 計
(1) 人件費				
給料手当	33,000,000	17,000,000		50,000,000
賞与手当	5,000,000	3,000,000		8,000,000
臨時雇賃金				0
法定福利費	4,000,000	2,500,000		6,500,000
福利厚生費	60,000	60,000		120,000
通勤費				0
作業工賃				0
人件費計	42,060,000	22,560,000	0	64,620,000
(2) その他経費				
原材料仕入費		1,000,000		1,000,000
業務委託費	200,000			200,000
諸謝金	120,000			120,000
印刷製本費	700,000	100,000		800,000
旅費交通費	400,000	200,000		600,000
車両費	1,500,000	500,000		2,000,000
通信運搬費	350,000	150,000		500,000
消耗品費	800,000	700,000		1,500,000
修繕費	4,000,000	1,000,000		5,000,000
水道光熱費	1,200,000	600,000		1,800,000
賃借料	200,000	50,000		250,000
減価償却費	450,000	300,000		750,000
保険料	1,350,000	450,000		1,800,000
諸会費	50,000	50,000		100,000
租税公課	550,000	250,000		800,000
研修費	50,000	50,000		100,000
支払手数料	170,000	30,000		200,000
交際費	100,000	50,000		150,000
教養娯楽費	80,000	20,000		100,000
給食材料費	0	1,300,000		1,300,000
備品費	1,300,000	200,000		1,500,000
雑費	30,893			30,893
その他経費計	13,600,893	7,000,000	0	20,600,893
合 計	55,660,893	29,560,000	0	85,220,893

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人みふねデニコ会

科目	金 額 (単位: 円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	44,000	
賛助会員受取会費	20,000	
		64,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	120,000	
		120,000
3 受取助成金等		
受取補助金	1,611,308	
療育センター事業委託費	7,100,000	
		8,711,308
4 事業収益		
児童発達支援事業収益	51,000,000	
地域活動支援事業収益	22,000,000	
自主事業収益	4,000,000	
		77,000,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		0
経常収益計		85,895,308
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	50,000,000	
賞与手当	8,000,000	
臨時雇賃金		
法定福利費	6,500,000	
福利厚生費	120,000	
通勤費		
作業工賃		
人件費計		64,620,000
(2) その他経費		
原材料仕入費	1,000,000	
業務委託費	200,000	
諸謝金	120,000	
印刷製本費	800,000	
旅費交通費	600,000	
車両費	2,000,000	
通信運搬費	500,000	
消耗品費	1,500,000	
修繕費	5,000,000	
水道光熱費	1,800,000	
賃借料	250,000	
減価償却費	750,000	
保険料	1,800,000	
諸会費	100,000	
租税公課	800,000	
研修費	100,000	
支払手数料	200,000	
交際費	150,000	
教養娯楽費	100,000	
給食材料費	1,300,000	
備品費	1,500,000	
雑費	30,893	
その他経費計		20,600,893
事業費計		85,220,893
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当		
役員報酬		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
交際費	59,790	
通信費		
租税公課費	71,000	
消耗品費		
修繕費		
水道光熱費		
保険料	13,440	
印刷製本費		
雑費		
その他経費計		144,230
管理費計		144,230
経常費用計		85,365,123
当期経常増減額		530,185
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 支払利息		
	412,382	
経常外費用計	0	412,382
当期正味財産増減額		117,803
前期繰越正味財産額		75,628,324
次期繰越正味財産額		75,746,127

計算書類の注記(令和6年度)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によつてい
ます。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によつています。

2. 事業費の内訳

科目	児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	障がい者総合支援法に基づ く障害福祉サービス事業	文庫活動事業	合 計
(1) 人件費				
給料手当	30,000,000	20,000,000		50,000,000
賞与手当	5,000,000	3,000,000		8,000,000
臨時雇賃金				0
法定福利費	4,000,000	2,500,000		6,500,000
福利厚生費	60,000	60,000		120,000
通勤費				0
作業工賃				0
人件費計	39,060,000	25,560,000	0	64,620,000
(2) その他経費				
原材料仕入費		1,000,000		1,000,000
業務委託費	200,000			200,000
諸謝金	120,000			120,000
印刷製本費	500,000	300,000		800,000
旅費交通費	250,000	350,000		600,000
車両費	1,000,000	1,000,000		2,000,000
通信運搬費	300,000	200,000		500,000
消耗品費	800,000	700,000		1,500,000
修繕費	2,500,000	2,500,000		5,000,000
水道光熱費	1,000,000	800,000		1,800,000
賃借料	150,000	100,000		250,000
減価償却費	450,000	300,000		750,000
保険料	1,100,000	700,000		1,800,000
諸会費	50,000	50,000		100,000
租税公課	500,000	300,000		800,000
研修費	50,000	50,000		100,000
支払手数料	130,000	70,000		200,000
交際費	100,000	50,000		150,000
教養娯楽費	50,000	50,000		100,000
給食材料費	0	1,300,000		1,300,000
備品費	750,000	750,000		1,500,000
雑費	30,893			30,893
その他経費計	10,030,893	10,570,000	0	20,600,893
合 計	49,090,893	36,130,000	0	85,220,893